

建設工事請負契約等に係る書類の電子メールによる提出について

本市では、デジタルトランスフォーメーション推進方針の1つである、「ICTのさらなる活用と、非対面・非来庁型サービスの推進」の一環として、令和4年4月からクラウド型電子契約サービスを導入して契約手続きを行っています。

また、令和3年7月の押印見直しに伴い、各種届出等の押印が廃止されたことにより、当該届等につきましては、電子メールでの提出が可能となりましたので積極的にご活用ください。

1 電子メールで提出可能な書類

① 事後審査書類	・一般競争入札参加資格確認申請書 ・配置予定技術者調書（資格証明書、保険証、実務経験証明書含む） ・経営規模等評価結果通知書 総合評価通知書 ・経営業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書
② 新規契約時 提出書類	・現場代理人等選任届※（資格証明書、保険証、実務経験証明書含む） ・現場代理人兼任配置届※ ・工事工程表※ ・技術者選任届※ ・委託業務工程表※ ・請負代金内訳書※ ・任意労災加入保険証明書 ・法第13条及び省令第4条に基づく書面 →リサイクル法に関する書類については、落札決定通知後契約締結前に提出をお願いいたします。（案件毎にご案内します。） ※令和4年10月から様式が変更となっていますのでご注意ください。
③ 前払金・ 中間前払金・ 精算金関係書類	・公共工事前金払申請書 ・中間前払金様式（中間前金払認定請求書・工事履行報告書） ・工事完成届 ・委託業務完了届 ・請求書 →請求書に発行責任者及び担当者等の記載があれば押印不要となり、 <u>電子メールでの提出が可能です。</u> 連絡先等の記載がなく押印のみがある場合は、窓口のみ受付ます。

2 電子メールで提出不可の書類（原本を契約検査課窓口にてご提出ください）

- ・履行保証書兼証券等（前金、中間前金含む）
- ・建設業退職金共済証紙購入状況報告書

3 提出先メールアドレス

財務部契約検査課工事担当宛 : keiyaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

4 電子メールによる提出にあたってのお願い

① 電子メール件名について
電子メールの件名に、提出いただく工事・委託の案件名の記載をお願いします。
例：■■工事事後審査書類の提出について ▲▲委託契約時提出書類について 等

② 添付ファイルについて
添付ファイルは書類単位で作成いただき、Word・Excel・PDF のいずれかでご提出ください。
例：現場代理人等選任届と工事工程表は、それぞれ別のファイルで提出してください。

③ 添付ファイル名について
添付ファイル名は提出書類の名称とし、名称の後に「○契約第□号工事委託案件名」とご記載ください。 ※○は年度、□は契約番号、工事委託案件名は案件毎の名称をご記載ください。
例1：令和 <u>3</u> 年度契約第 <u>1 0 0</u> 号■■工事の現場代理人選任届のファイル名 →「現場代理人選任届 <u>3</u> 契約第 <u>1 0 0</u> 号■■工事」
例2：令和 <u>4</u> 年度契約第 <u>3 0</u> 号▲▲委託の委託業務工程表のファイル名 →「委託業務工程表 <u>4</u> 契約第 <u>3 0</u> 号▲▲委託」

5 注意事項

- ・「1 電子メールで提出可能な書類」に記載の「②新規契約時提出書類」における右上の日付は必ず記載してください。（※日付は、原則として契約日と同日又は契約日から7日以内）
- ・各届出において、契約番号・工事（委託）名称・工事の場所・契約金額・工期等に誤りがないか、提出前にご確認ください。